

工事請負契約（単価契約）約款

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、添付の図面、仕様書（この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。以下同じ。）及び内訳書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この工事に関し、添付の図面、仕様書又は内訳書に記載されていない事項でも工事の性質上当然に必要なことは、受注者の費用で施行するものとする。

（工事の完成）

第2条 受注者は、この工事を表記の工期内に発注者が発行する指示書により指定する期日（以下「指定期日」という。）までに完成しなければならない。

（指定期日の延長）

第3条 受注者は、指定期日までに指示された工事を完成することができない事由が生じたときは、その都度、その理由を詳記して発注者に届け出なければならない。

2 発注者は、前項の規定による届出があったとき、又は天災その他正当な理由があるときは、指定期日を延長することができる。

（著しく短い工期の禁止）

第3条の2 発注者は、工期の変更を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第4条 受注者は、工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（工事材料）

第5条 受注者が負担する工事材料は、その使用前に発注者が指定する係員の検査を受けて合格したものでなければ、これを使用することができない。

2 前項の検査に合格しなかった工事材料は、速やかに工事現場から搬出しなければならない。

（検査）

第6条 受注者は、指示された工事を完成したときは、直ちに発注者に届け出てその検査を受けなければならない。この場合において、検査のために受注者が要した費用及び受注者の都合により変質し、変形し、消耗し、又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

2 発注者は、前項の規定による届出があった日から起算して14日以内に検査を完了しなければならない。

3 工事目的物は、検査に合格した時をもって、受注者から発注者への引渡しを完了したものとする。

4 受注者は、工事が検査に合格しないときは、直ちに修補をしなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前3項の規定を適用する。

（一般的損害等）

第7条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、支給材料又は貸与品について生じた

損害その他工事の施行に関して生じた損害（次項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 工事の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたもの（工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを除く。）については、発注者が負担する。
- 3 工事目的物の引渡し前に、天災その他不可抗力により工事の既済部分、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 損害が生じた場合に発注者又は受注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約不適合責任）

第8条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

履行の追完が不能であるとき。

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その賠償の責めを負わない。

（契約代金等の支払）

第9条 発注者は、第6条第1項の検査に合格した工事について、受注者から契約代金の請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に、契約単価により算定した額を支払うものとする。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める

率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、1年を365日として計算した割合。以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（遅延損害金）

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、指示された工事を指定期日までに完成することができない場合は、発注者は、当該指示された工事に係る請負代金相当額（他の部分と明確に区分することができ、かつ、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める部分がある場合は、請負代金相当額から当該分割して引渡しを受ける部分に相当する請負代金相当額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の損害金の支払を受注者に請求することができる。

（契約内容の変更等）

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は工事を中止させることができる。

（発注者の解除権等）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

その責めに帰すべき事由により、指定期日までに工事を完成させないとき、又は指定期日経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みが明らかでないとき認められるとき。

正当な理由がなく、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。

前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

契約の解除を申し出たとき。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当すると判明したとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

（発注者による任意解除）

第13条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除に伴う措置）

第14条 発注者は、工事の施行中にこの契約を解除したときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(相殺)

第16条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、かつ、不足があるときは、これを追徴することができる。

(権利の譲渡等)

第17条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争が解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが合意の上、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。